愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業について

ー医療機関の皆様へー

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課がん対策グループ

(令和7年4月1日版)

- 〇本事業は、将来子どもを持つことを望むがん患者等が 希望をもってがん等の治療に取り組めるよう、妊よう 性温存及び温存後の生殖補助医療に係る費用を助成し、 その経済的負担の軽減を図ることを目的としています。
- 〇がん等の治療実施医療機関、妊よう性温存療法実施医療機関及び温存治療費助成事業実施医療機関の皆様には、本事業の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いします。

- 1. 事業の概要
- 2. 対象者
- 3. 対象疾患
- 4. 対象となる治療と助成上限額
- 5. 申請の流れ
- 6. がん等の治療実施医療機関の方へ
- 7. 妊よう性温存療法実施医療機関の方へ
- 8. 温存後生殖補助医療実施医療機関の方へ
- 9. 妊よう性温存療法(温存後生殖補助医療)実施医療機関の指定について
- 10. 愛知県の妊よう性温存療法(温存後生殖補助医療)実施医療機関 (令和7年4月1日現在)
- 11. 名古屋市のがん患者妊よう性温存治療費助成事業について

1. 事業の概要

がん等の治療は、生殖機能に影響を及ぼし、妊娠する力・妊娠させる力 (妊よう性) が低下したり、失われたりするおそれがあります。

そこで、将来自分の子どもを産み育てることを望む小児・AYA(思春期・若年成人)世代のがん患者等の皆様に、精子や卵子等の採取・凍結保存を行う「妊よう性温存治療」及び凍結した検体を用いた「温存後生殖補助医療」にかかる費用を「愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業実施要綱」に基づき助成します。

<ホームページ>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/ninyouseionzonjosei.html

<QRコード>



2. 対象者

【妊よう性温存治療の場合】 次の<u>すべて</u>に該当する方

- 1. 生殖医療の専門医師およびがん等原疾患担当医師により、妊よう性温存療法に伴う 影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- 2. 申請時点において愛知県内に住所を有している方
- 3. 精子や卵子等の凍結保存時に43歳未満の方
- 4. 治療期間を同じくして、特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業、 その他の制度による助成金等の交付を受けていない方
- 5. 各都道府県が指定した妊よう性温存療法実施医療機関で妊よう性温存治療を受けた方
- 6. 胚(受精卵)を凍結する場合は、婚姻(事実婚を含む)をされている方
- 7.「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の参加に同意される方

【温存後生殖補助医療の場合】 次のすべてに該当する方

- 1. 夫婦のいずれかが妊よう性温存治療を実施した後(※)に、温存後生殖補助医療を受けた方(治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満)
- 2. 助成対象となる治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少なく、 がん等の担当医師と、生殖医療の担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響に ついて、評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- 3. 申請時点において愛知県内に住所を有している方
- 4. 治療期間を同じくして、その他の制度による助成金等の交付を受けていない方
- 5. **各都道府県が指定した温存後生殖補助医療実施医療機関で**温存後生殖補助医療を受けた方
- 6. 婚姻(事実婚を含む)されている方
- 7. 「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の参加に同意される方

3. 対象疾患

次の<u>いずれか</u>の疾患を治療している方

- 〇「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」(日本癌治療学会)の妊孕性低下リスク分類に示された治療
- ○長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患:乳がん(ホルモン療法)等
- ○造血幹細胞移植が実施される非がん疾患:再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EB ウイルス感染症等
- ○アルキル化剤が投与される非がん疾患:全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

4. 対象となる治療と助成上限額 【妊よう性温存治療】

治療内容	1回あたりの助成上限額
胚(受精卵)の凍結	35万円
未受精卵子の凍結	20万円
卵巣組織凍結及び再移植	40万円
精子の凍結	2万5千円
精巣内精子回収・凍結	35万円

- 〇助成回数は、対象者一人に対して(異なる治療を受けた場合であっても)通算2回までとなります。 卵巣組織凍結及び再移植はそれぞれを1回と定義します。
- 〇助成対象となる費用は、治療に要する費用(初回の凍結保存に要する費用を含む。)に限るものとし、 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持 にかかる費用等は対象外です。

【温存後生殖補助医療】

治療内容	1回あたりの助成上限額
妊よう性温存治療で凍結した 胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
妊よう性温存治療で凍結した 未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
妊よう性温存治療で凍結した 卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1~4
妊よう性温存治療で凍結した 精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1~4

- ※1:以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円
- ※2:人工授精を実施する場合は1万円
- ※3:採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円
- ※4: 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外
- 〇助成回数は、通算6回(40歳以上43歳未満は通算3回)までとします(ただし、出産した場合及び妊娠12週以降に死産に至った場合はリセットされます)。
- 〇助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用です。ただし、入院室料(差額ベット代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係ない費用は対象外です。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分も対象外です。



H (卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止)

(排卵準備中、体調不良等により治療中止)

対象外

対象外

|別紙 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細 :補助の対象となる治療行為 本事業の対象となる妊よう性温存療法で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 凍結胚移植 (胚解凍) 薬品投与 治療内容 妊娠の確認 助成上限額 黄体期補充療法 C(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施) 10万円 本事業の対象となる妊よう性温存療法で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 新鮮胚移植 凍結胚移植 卵子解凍 治療内容 採精(夫) 受精 肧凍結 妊娠の確認 助成上限額 胚移植 黄体期補充療法 薬品投与 胚移植 黄体期補充療法 A (新鮮胚移植を実施) 25万円 B (凍結胚移植を実施) 25万円 C(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施) 10万円 E (体調不良等により移植のめどが立たず治療終了) 25万円 「(受精できず、または、受精したが胚が発育せず) 25万円 本事業の対象となる妊よう性温存療法で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 採卵まで 新鮮胚移植 凍結胚移植 治療内容 採精(夫) 受精 胚凍結 妊娠の確認 助成上限額 薬品投与(点鼻薬) 薬品投与(注射) 採卵 薬品投与 胚移植 黄体期補充療法 胚移植 黄体期補充療法 A (新鮮胚移植を実施) 30万円 B (凍結胚移植を実施) 30万円 C(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施) 10万円 D (人工授精を実施) 1万円 E(体調不良等により移植のめどが立たず治療終了) 30万円 (受精できず、または、受精したが胚が発育せず) 30万円 G(採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止) 10万円 H(卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止) 対象外 (排卵準備中、体調不良等により治療中止) 対象外 本事業の対象となる妊よう性温存療法で凍結した精子を用いた生殖補助医療 採卵まで 新鮮胚移植 凍結胚移植 治療内容 (精子解凍) 受精 胚凍結 妊娠の確認 助成上限額 薬品投与(点鼻薬) 薬品投与(注射) 胚移植 黄体期補充療法 薬品投与 黄体期補充療法 A (新鮮胚移植を実施) 30万円 B (凍結胚移植を実施) 30万円 C(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施) 10万円 D (人工授精を実施) 1万円 E(体調不良等により移植のめどが立たず治療終了) 30万円 「(受精できず、または、受精したが胚が発育せず) 30万円 G(採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止) 10万円

5. 申請の流れ(妊よう性温存治療の場合)

1. がん等治療医療機関受診



がん患者等

①受診

- ②がん治療等の生殖機能への影響を説明
- ③希望者へ妊よう性温存療法実施医療機関を紹介



原疾患治療実施医療機関



2. 妊よう性温存療法実施医療機関受診



がん患者等

4受診・意思決定



⑥証明書(様式第1-2号)発行



妊よう性温存療法実施医療機関



3. がん等治療医療機関受診(治療実施)





がん患者等

⑦受診

- ⑧がん等治療実施
- ⑨証明書(様式第1-3-1号 および第1-3-2号)発行



原疾患治療実施医療機関



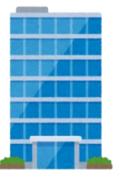
4. 助成金申請



がん患者等

⑩助成金申請 (郵送・持参)

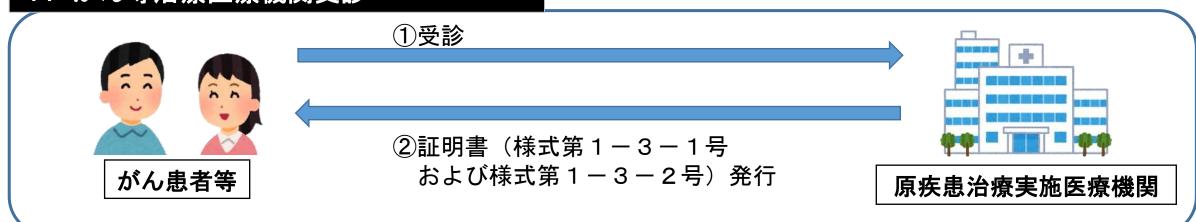
①助成金支給(口座振込)



愛知県庁

5. 申請の流れ(温存後生殖補助医療の場合)

1. がん等治療医療機関受診



2. 温存後生殖補助医療実施医療機関受診



がん患者等

- ③温存後生殖補助医療の実施
- ④証明書(様式第3-2号)発行



温存後生殖補助医療実施医療機関

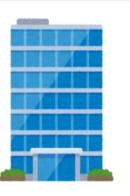
3. 助成金申請



がん患者等

⑤助成金申請(郵送・持参)

⑥助成金支給(口座振込)



愛知県庁

<必要書類> (妊よう性温存治療の申請の場合)

※(1)~(3)、(6)②ウ、(8)の様式は県のホームページからダウンロードできます。

- (1)愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業申請書・請求書(様式第1-1号・様式第1-6号)
- (2)愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書(妊よう性温存療法実施医療機関)(様式第1-2号)
- (3)愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第1-3-1号および様式第1-3-2号)
- (4)申請時に愛知県内に住所を有していることが確認できるもの(発行から3か月以内の住民票等)
- (5) 妊よう性温存療法に係る治療費の領収書(原本及びコピー)
- (6)胚(受精卵)凍結に係る治療の場合は、婚姻関係を証明するもの(発行から3か月以内の次の①又は②に掲げる もの)
- ①戸籍謄本又は戸籍抄本(外国人にあっては、公的機関が発行する婚姻関係を証明する書類)
- ②事実婚の場合、以下のアからウの提出を求め、確認することとする。
 - ア 両人の戸籍謄本(重婚でないことの確認)
 - イ 両人の住民票(同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、⑦でその理由について記載を求める。)
 - ウ 事実婚関係に関する申立書
- (7)妊よう性温存治療を受けた方が未婚かつ未成年で、親権者又は未成年後見人が申請者となる場合は、発行から 3か月以内の妊よう性温存治療を受けた本人の戸籍謄本又は戸籍抄本
- (8)助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合でかつ当該費用も含めて助成を求める場合のみ、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細(原本及びコピーの両方)もしくは詳細の記載がない場合、愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る領収金額内訳証明書(妊よう性温存療法実施医療機関の連携機関)(様式第1-7号)

<必要書類> (温存後生殖補助医療の申請の場合)

- ※(1)~(4)、(6)②ウ、(7)の様式は県のホームページからダウンロードできます。
- (1)愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業申請書・請求書(様式第3-1号・様式第3-3号)
- (2)愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関)(様式第3-2号)
- (3)愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第1-3-1号 および様式第1-3-2号)
- (4)申請時に愛知県内に住所を有していることが確認できるもの(発行から3か月以内の住民票等)
- (5) 温存後生殖補助医療に係る治療費の領収書(原本及びコピー)
- (6)夫婦(事実婚を含む。)であることを証明する書類(発行から3か月以内の次の①又は②に掲げるもの)
- ①戸籍謄本又は戸籍抄本(外国人にあっては、公的機関が発行する婚姻関係を証明する書類)
- ②事実婚の場合、以下のアからウの提出を求め、確認することとする。
 - ア 両人の戸籍謄本(重婚でないことの確認)
 - イ 両人の住民票(同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、⑦でその理由について記載を求める。)
 - ウ 事実婚関係に関する申立書
- (7)助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合でかつ当該費用も含めて助成を求める場合のみ、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細(原本及びコピーの両方)もしくは詳細の記載がない場合、愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る領収金額内訳証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)(様式第3-4号)

6. がん等の治療実施医療機関の方へ

(1)担当医師は、がん等の治療が生殖機能に与える影響について患者に 説明をしてください。

 \downarrow

(2)妊よう性温存を希望した患者については、妊よう性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されるか判断してください。

胚凍結及び卵子凍結の場合、およそ2~6週間、卵巣組織凍結の場合、およそ1~3週間、がん等治療を遅らせる必要があります。それらを考慮したうえで、判断してください。



(3)妊よう性温存治療ができると判断した場合は、妊よう性温存療法実施 医療機関の紹介をお願いします。併せて、本事業のチラシをお渡しくだ さい。

> なお、妊よう性温存治療を行うことを意思決定できない患者には、 愛知県内の妊よう性温存治療実施医療機関のがん・生殖医療の 相談窓口を紹介してください。

(4)妊よう性温存療法実施医療機関と連携を密にし、情報共有をお願いします。

≪診療情報提供用紙の様式について≫

がん等の医療機関が患者を妊よう性温存療法実施医療機関に紹介するときに必要な項目をまとめた参考様式です。 (日本がん・生殖医療学会が提供している様式)

下記ホームページからダウンロードできますので、 御利用ください。

県ホームページ: がん治療と妊よう性の温存について https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/ninyou.html

患者氏名	
紹介元施設名	
奏患名	進行期
組織型	
予後(生命予後、再発リスク;抽象表現可)
現在までの治療経過	
患者背景(適宜検査結果同封ください)	
状態	
検査結果(CBC, PIt など)	
感染症	
合併症	
精神状態	
妊孕性温存に関する期待度	
子供 <u>あり (人) なし (</u>	
予定される治療について	
内容・投与(照射)量	
 治療開始予定時期	
治療開始最大遅延許容期間	
任孕性温存・妊娠について	
主治医から見た妊孕性温存の推奨程度:	推奨 消極的 どちらとも言えない
妊娠可能までの期間	
がん治療後の妊娠の問題点	
えの値 /金宝1 プロロノバナル	



(参考)本事業のチラシ

表面

※前述の県ホーム ページからもダウン ロードできます。

がん等の治療は、生殖機能に影響を及ぼし、妊娠する力・妊娠させる力(妊よう性)が低下した り、失われたりするおそれがあります。

そこで、将来自分の子どもを産み育てることを望む小児・AYA(思春期・若年成人)世代のがん 患者等の皆様に、精子や卵子等の採取・凍結保存を行う「妊よう性温存治療」及び凍結した検体 を用いた「温存後生殖補助医療」にかかる費用を助成します。

妊よう性温存治療費の助成

【対象者】

次のすべてに該当する方

- 1. 以下のいずれかに該当する方
- (1)ガイドライン(※)に基づき、がん等の治療に より妊よう性が低下する又は失う恐れがある と医師に診断された方
- (2)長期間の治療によって卵巣予備能の低下が 想定されるがん疾患の方
- (3)造血幹細胞移植が実施される非がん疾患の方 (4)アルキル化剤が投与される非がん疾患の方
- 2. 申請時点において愛知県内に住所を有してい る方
- 3. 精子や卵子等の凍結保存時に43歳未満の方
- 4. 治療期間を同じくして、その他の制度による 助成金等の交付を受けていない方
- 5. 各都道府県が指定した妊よう性温存療法実施 医療機関で妊よう性温存治療を受けた方
- 6. 胚(受精卵)を凍結する場合は、婚姻(事実婚を 含む)されている方
- 7. 「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存 療法研究促進事業」の参加に同意される方
- (一般社団法人日本癌治療学会)

【対象となる治療と助成額】

対象療法	1回あたりの 助成上限額
胚(受精卵)の凍結	35万円
未受精卵子の凍結	20万円
卵巣組織の凍結及び再移植	40万円
精子の凍結	2万5千円
精巣内精子採取·凍結	35万円

異なる治療を受けた場合でも通算2回まで(例:胚 (受精卵)凍結1回、未受精卵子凍結1回)。なお、卵巣 組織凍結及び再移植はそれぞれを1回と定義します。

温存終生殖浦助医療費の助成

次のすべてに該当する方

- 1. 夫婦のいずれかが妊よう性温存治療を実施した 後に、温存後生殖補助医療を受けた方(治療期間 の初日における妻の年齢が原則43歳未満)
- 2. 助成対象となる治療以外の治療法によっては 妊娠の見込みがない又は極めて少なく、がん等 の担当医師と温存後生殖補助医療の担当医師 の両者が認めた方
- 3. 申請時点において愛知県内に住所を有してい る方
- 4. 治療期間を同じくして、その他の制度による助 成金等の交付を受けていない方
- 5. 各都道府県が指定した温存後生殖補助医療実 施医療機関で温存後生殖補助医療を受けた方
- 6. 婚姻(事実婚を含む)されている方
- 7. 「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療 法研究促進事業」の参加に同意される方

【対象となる治療と助成額】

対象療法	1回あたりの 助成上限額
妊よう性温存治療で凍結した 胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
妊よう性温存治療で凍結した 未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
妊よう性温存治療で凍結した 卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1~4
妊よう性温存治療で凍結した 精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1~4
※1・同前に主体しも豚を砂事した豚移植たは	2体オス担合け10下田

- 」た胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円 ※2:人工授精を実施する場合は1万円
- ※3:採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られない ため中止した場合は10万円
- ※4:卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵 準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

【助成回数】

通算6回(40歳以上43歳未満は通算3回)まで。 (ただし、出産した場合及び妊娠12週以降に死産 に至った場合はリセット)

裏面

申請の流れ

※申請期限:医療費を支払った日の属する年度の末日まで



<申請書類>

紙よう性温存給療費の助成の場合

- 1. 申請書·請求書
- 2. 妊よう性温存療法実施医療機関が発行する
- 3. 原疾患治療実施医療機関が発行する証明書
- 4. 住民票の写し(原本)(発行から3か月以内)
- 5. 妊よう性温存治療費(※)の領収書及び支払
- 明細書(原本及びコピーの両方) 6. 戸籍謄本又は戸籍抄本(発行から3か月以内、
- 受精卵凍結の場合又は受療者が未婚かつ未 成年の場合)

※助成対象は治療に要する費用(初回の凍結保存に要 する費用を含む。)に限るものとし、入院室料(差額ベッ ド代等)、食事療養費、文書料等治療に直接関係のない 費用及び凍結保存の維持にかかる費用等は対象外です。

温存後生殖補助医療費の助成の場合

- 1. 申請書·請求書
- 2. 温存後生殖補助医療実施医療機関が発行す
- 3. 住民票の写し(原本)(発行から3か月以内)
- 4. 温存後生殖補助医療費(※)の領収書及び支 払明細書(原本及びコピーの両方)
- 5. 戸籍謄本又は戸籍抄本(発行から3か月以

※助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した 医療保険適用外費用です。ただし、入院室料(差額ベット代 等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係ない費用は 対象外です。また、主たる治療を医療保険適用で実施して いる場合における先進医療等における自己負担部分も対 象外です。

その他、詳細は下記QRコードのウェブページにてご確認ください。様式のダウンロードもできます。

- 〇申請には、JOFR連携患者アプリ(「3H P-Guardian」)の患者アプリ番号(会員番号)が必要となります。 ○がん等の原疾患の治療が最優先であり、原疾患の種類や進行状況によって、妊よう性温存治療が難しい場合が
- ありますので、まずは原疾患の担当医師にご相談ください。 ○治療費は助成上限額以上にかかる場合がありますので、医療機関にあらかじめ費用を確認してください。
- ○医療機関が発行する証明書の文書料、郵送費等は自己負担となります。
- ○申請書を愛知県へ郵送で送る場合は、書類紛失防止のために必ず簡易書留をご利用ください。
- ○名古屋市在住の方には、名古屋市の助成事業もありますので、詳しいことを知りたい方は名古屋市健康増進課 へお問い合わせください。

問い合わせ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 がん対策グループ 電話番号:052-954-6326 FAX番号:052-954-6917 電子メールアドレス: kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp



県ウェブページにて ご確認ください。

愛知県 妊よう性 検索



く妊よう性温存治療後>

(5)患者から、原疾患治療実施医療機関用の証明書(様式第1-3-1号 および様式第1-3-2号)の作成を依頼されたら、 作成をお願いします。

また、患者が本事業の申請書(様式第1-1号)用紙を持っていない場合は、配付をお願いします。



- (6) 妊よう性温存治療を中止した場合でも、以下のときは、助成対象となるので妊よう性温存療法実施医療機関と情報共有のうえ、証明書の作成をお願いします。
 - ①妊よう性温存治療を受けたが、やむを得ない理由により凍結等が正常に行えなかった場合
 - ②実施の意思決定が行われ、排卵誘発剤等の投与が行われた後に、体調不良等の理由でその後の妊よう性温存治療を中止した場合

様式第1-3-1号(記載例)

4つの[]のうち、 当てはまるものに〇 をつけてください。 様式第1-3-1号

受知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書 (小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書) (原疾患治療実施医療機関)

事業対象となる生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療を次のとおり実施した (実施予定である)ことを証明します。

2025 年 6 月 10 日

				医療機関	間の所在地	•	●申●●	町●1	₿●号
				医療機関	側の名称		000	◎病隊	完
				診療科			乳腺	外科	
				原疾患治	療主治医氏	名		00 (90 <u> </u>
								(目者)
	ふりがな				あいち	はなこ			
妊よう性 温存療法 を受けた者	氏名				愛知	花子			
2002	生年月日 ・性別等	1990) 年	4 月	1 ⊨	生 男	· (5)	
	原疾患につい								
	原疾患名(※				左記の	D診断日 2025	年 4	月 5	В
	乳がん	,				2023	+ 4	н 3	
					診断師	医療機関名			
					(000	○ の病院)
	原疾患に対す	する治療のう	ち、事業	の対象とな	る治療				
	事業の対象と	となる治療と	して該当	するものに	〇を付けて	こください。			
治療方法	(O)					温存に関す。 :孕性低下リ			
		(①の場合)	は以下も配	在認するこ.	노)				
									け、添付済み
レノ	[]	② 長期間(ン療法)		よって卵巣⁻	予備能の低	下が想定さ	れるがんタ	失患 : 乳	がん(ホルモ
7	()	群(フ	ァンコニ針	(金血等)、	原発性免疫		、先天代記		骨髄不全症候 、サラセミ
	[]	④ アルキル 炎、多		设与される? ・皮膚筋炎、			リテマト-	ーデス、	ループス腎
	事業の対象と 開始した日	:なる原疾患 日又は開始予				2025 #	5月	17	В
þ	壬よう性温存	療法実施医療	機関名		~(000	◎ 病院)
	がん患者妊よ (妊孕性温存: 妊よう性温有	療法研究促進 療法分の申	事業) 請回数		2 2 E (1 E 3 2 E	回目の申請 回目の申請 回目の申請(回目の申請 回目の申請(
	ずれかの番号				→都i	道府県名 {		}	
	の欄には、が けた治療の内容:					皿など)を記	載してくだ	≥ v'。	

記載はパソコン入力 一でもよいですが、自 署欄は担当医が自 署してください。

担当医以外で書類について窓口がある場合は、記載ください。

様式第1-3-2号(記載例)

女性

当てはまるものに☑ をつけてください。

男性

様式1-3-2号

表式 1 — 3	3 - 2 号		ſĿ	学療法およ	び放射線	泉治療による	性腺	毒性のリスク分	類表(女性)		
	女性			POI	リスク			P01 U	スク		POIリスク
〔治療に』	よる早発卵! スク]	巣不全 (POI) リ		г	低」			Гф	וי		「高」
	Cyclo	phosphamide		< 4.	000 mg	/m²		4,000~	8,000 mg/m²		>8,000 mg/m²
	equiv	alent dose		思春期前	前 (月経	未発来)の均	場合に	こは以下の範囲	となる。初経後し	ばらく	(は明確な線引きが困難
		(CED)		< 8,	000 mg				2,000 mg/m ²		>12,000 mg/m ²
		アルキル化薬				C	EDの:	項で該当か所に	チェックすること	0	
		白金製剤							600 mg/m² BDCA		CDDP>600 mg/m ⁸
	薬剤別	代謝拮抗薬		Ara-C GEM		MTX 6-MP					
		ビンカアルカロ イド			VCR						
		モノクローナル 抗体			Bmab						
					4サイク				サイクル 歳以上)		
		10/50 - 6 1 1		AC/EC	×4サイ	ケル		AC/EC>	(4サイクル	1	
		AC/EC±タキサ ン		+	タキサン	,		+9	キサン		
				(3	5歳未満	i)	<u> </u>	(35	歳以上)		
学療法								(F) EC >	(4サイクル	1	
子尔压								+ dose d	ense タキサン		
		OME OFF		CMF 🗆 CEF		CAF 🗆 TAC		CMF □ CEF	☐ CAF ☐ TAC		CMF CEF CAF T
		CMF, CEF, CAF, TAC		6	サイクル	L		6 1)	イクル		6サイクル
		,		(3	0歳未満	į)		(30	~39歳)		(40歳以上)
	レジメン	F0LF0X		F0LF0	X(40歳	未満)		F0LF0X	(40歳以上)		
	別	Escalated		Escal	ated BE	ACOPP		Escalat	ed BEACOPP		Escalated BEACOPP
		BEACOPP		2	サイクル	L			サイクル		6-8サイクル
									歳未満)	<u> </u>	(30歳以上)
		CHOP			6サイ				6サイクル		
					5歳未満				歳以上)	<u> </u>	
		Dose-adjusted		Dose-a					justed EPOCH		
		EPOCH			サイクル				イクル		
					5歳未満			(35	歳以上)	<u> </u>	
				ABVD		CVP	1				
		その他		BEP		EP					
			_		0歳未満					_	TO also DEC VA. elso
	疾	患別治療		急性骨間						\square	骨肉腫治療
				急性リン	八性日	皿 病冶療	-			Ø	ユーイング肉腫治療
11-1	学療法+放	0+ 60 CA dv									TMZ+頭蓋照射 BCNU+頭蓋照射
16-	子尔 云 T IX	利 秘 和 加									DUNU+顕蓋照射 アルキル化薬+骨盤照射
											CPA, BU, L-PAMを含むレジメン
	造血幹細胞	包移植									
				放射性目	白表 /	I=131)					全身照射を含むレジメン
			<u> </u>	/XX 対1 1土 二	リンポし	1 101/				+	WE ## 077 64 > 40 °
			ļ				ļ				頭蓋照射 >40 Gy
	放射線治	音療						1	思春期前) 10-< 5 Gy		腹部/骨盤(思春期前) ≧ Gy
									思春期以降) 5 - < 0 Gy	П	腹部/骨盤(思春期以降)≧1 Gy 腹部/骨盤(成人女性) > €
											腹部/育盛(灰人女性) > 6 Gy

様式1-3-2号

化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表(男性)

			L子獠	法および放射線治療による	生脉毒			: (男性)		
		1性		低リスク		中	リスク			高リスク
(治療関:		る無精子症になる(ク)								
		lophosphamide	П	<4,000 mg/m²					П	≥4,000 mg/m ²
	Cyc	Tophosphailitue	Ц	< 4, 000 lilg/ m						
	equ	uivalent dose		$<$ 4,000 mg/ m^2 :			_			≦4,000 Ⅲg/Ⅲ:稍于運動注 低下
		(050)								≧8,000 mg/㎡:無精子症が
		(CED)		約90%は精液所見正常						遷延・永続
		アルキル化薬		CED	の項で	該当か別	fにチェッ	ックするこ	٤.	
						CDD	P<600 m	g/m³	\square	CDDP $>600 \text{ mg/m}^2$
		白金製剤					CBDCA			
							L-0HP			
		アントラサイク				DXR		IDR		·
		リン				DNR		MIT		
化学療法	本女!			6-MP			Ara-C	·		
	薬剤 別	代謝拮抗薬		MTX			GEM			
	73-3			Flu						
		ビンカアルカロ		VCR						
		イド		VBL						
				ETP						
		その他		BLM						
		ての他		Act-D						
				MMC						
				ABVD						BEACOPP: >6サイクル
		レジメン別		CHOP		BEP	2~4サイ	クル		骨肉腫治療
				COP						ユーイング肉腫治療
										アルキル化薬+骨盤照射
ال <u>كنا</u>	5 (表 注)	·放射線治療			<u> </u>					アルキル化薬+精巣照射
167	· /	1以 剂 祆 石 潦								TMZ+頭蓋照射
					<u></u>					BCNU+頭蓋照射
										BU+CPA
j	造血幹線	細胞移植			<u> </u>					Flu+L-PAM
										アルキル化薬+全身照射
				放射性ヨウ素 (I-131)						
		全身照射								実施あり
放射線	:A 16	頭蓋照射								≧40 Gy
/JX 引 称()	口原	骨盤照射								実施あり
		精巣照射		<0.7 Gy			1~6 G	у		成人男性 > 2.5 Gy
		有果职别			<u></u>					小児 ≧ 6 Gy
/日土庄:	/. 	^ 45 J. IB AVAIII /		書き生の紅み性担方に関す。	7 = 4 -	1*			- tele	- 15 1 11 45 1 4 1

(日本癌治療学会編 小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2024年12月改訂 第2版より一部改変)

(参考)様式第1-1号(記載例)

表面

様式第1-1号(表)

愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業申請書

(記載例)

(小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書)

				(!	妊よう性	温存療法:	分)	※申請	日は実際に	「県へ書	類を	
			3一の申請者			EU1.			3日にして			
			ろにはふりた 壬よう性温有									_
(0) = 11	(中間日に	אניאיזמיא	エタン圧価目	F/口景で支!.	ハニキハ			20	25年(5 ⊨ 1	5 ⊟	
	ふりか	パな	$\overline{}$	あ	いちは	÷2			温存療法を			係
	氏名			Z		·子			本	<u>ر</u>		
	生年月	日	1990	<i>-</i>	月 1	n#						
	· 性	別	,,,,	年 4 -8501	н і	日生	9	· (女)				
事 請 者	住列	Ť	名古屋市		丸三丁	月1番2	号					
	電話番	号	0	52-954	-6326		患者アプリネ ※原則必須。記載 理由を記載してく	出来ない場合は、下欄に	000	00000	0000	,
		者アブ		(※番号	を記載で	きない場	合のみ記	\)				
	ふりか	べな										
妊よう性 温存療法	氏名	ń										
受けた者	生年月 ・性			年	月	Е	生	男・	女			
(申請者 と同じで あれば記	住列	Ť	∓ -									
入不要)	電話番	持号				-	_	-				
ğ	(妇 妊。	孕性温 よう性	妊よう性温 温存療法研究 温存療法分 番号に〇をſ	究促進事業 の申請回数	:) 数		2 2 (1 3 2 (1	回目の申請 回目の申請 回目の申請 回目の申請 回目の申請 野道府県名			1	
▶事業の対 トか	象となる	費用	こついて、	他制度の財	前成を受⊡	けていま		はい 」の場合、本助	· _{成を受ける}	いいえ	, ;ません	
≴ 付 書 類	☑ 愛様知県 図 (様知人) 関リ 単 近 見 が 日 回 回 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	いん患 第1一: い分類表 いけ温表 性温存		呈存治療費助 素実施医療板 を有している 台療費の領収	加成事業に 機関)(様 ることが確 又書(原本	係る証明書 式第1-3 認できるも 及びコピー	※領に 一 の の の	生温存療法実施 収書は、様式 金額と一致さ	第1-2 ⁻	号に記載	された	
	フリ	ガナ	アイチ	ハナコ	A 114 HI SE A		O884=	+ + 4		-0+	. +	+
長 込 先	口座	名 義	愛知	花子	金融機関名	. 0	〇銀行	支 店 名	<u> </u>	三のホ	<u>ک</u>	店
		種別	普通·	当座		1		0 0	0	0	0	
・本事業の ために 日本が 対して、	の趣旨を理 日本がん・ 仏・生殖医 当該の情	解し、 生殖医療学会 報を提	療学会に対し	人 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	注温 <u>※申記</u> 記다 申報及 が温存後生	<u>者名義</u> の の助成天間 殖補助医療	振込先を御	できません) 即記入ください アロサなとなどにサッ Rを適切に行え	9 L C .	実施の また、 る者に		
	2025	年	6 月	15 ⊟								
E	申請者氏名	(自署	星)	爱	知花	7	-	助成決定金 ※愛知県依				

7. 妊よう性温存療法実施医療機関の方へ

- (1)がん等治療実施医療機関からの情報提供を基に患者の状態を確認し、必要に応じてがん等治療実施医療機関に直接確認する等、情報共有をしてください。↓
- (2)患者に対し、現在の生殖能力や妊よう性温存治療による身体的負担、要する期間 及び総費用額等について説明をしてください。
- (3)助成上限額と、助成を受けるためには研究事業への協力が必要であることを説明してください。
- (4)最終的に患者が妊よう性温存治療を実施することを決定した場合に、治療を実施 してください。

- (5)妊よう性温存治療を実施した後、助成費用の申請を希望される患者には、妊よう性温存療法実施医療機関用の証明書(様式第1-2号)を作成してください。
- ※1 治療を中止した場合も、下記の理由の場合は助成対象となりますので、証明書を 作成してください。
 - ①妊よう性温存治療を受けたが、やむを得ない理由により凍結等が正常に行えなかった場合
 - ②実施の意思決定が行われ、排卵誘発剤等の投与が行われた後に、体調不良等の理由でその後の妊よう性温存治療を中止した場合
- ※2 カウンセリング料については、カウンセリングを行い、妊よう性温存療法を開始した場合は対象となります。(妊よう性温存療法を開始しなかった場合は対象外。)

様式第1-2号(記載例)

※ホームページからダウン ロードするときは、**両面コ** ピーにしてください。

妊よう性温存治療が 正常に行えず中止と なった場合は、備考欄 に治療内容及び中止 の理由を記載してくだ さい。

表面

様式第1-2号(表)

(記載例)

愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る証明書 (小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書) (好よう性温存療法実施医療機関)

愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業(妊孕性温存療法研究促進事業)の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊よう性温存療法(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

2025 年 6 月 5 日

		<u>≥</u> 78 18 18	07171 TL 26				107	
		医療機関	の名称		•	●●●病院	ŧ	
		診療科				産婦人科		
		妊よう性	温存療法主治	医氏名		00 (
						(自署)		
ほよう性	ふりがな	あいち はなこ		生年月	日	1990 ±	■ 4 月	1 日生
温存療法 を受けた	氏名	愛知 花子		性別		男	· (ま)
者	患者アプ リ番号	00000000000	患者アプリ い場合、		(登録	できない場合	、理由	赴記入)
		う性温存治療費助成事業(妊孕 け象医療機関ですか。	性温存療法		はい	• 1	ハいえ	
	温存療法に 関名と当該	:ついて紹介を受けた原疾患主治 医師名	医が所属す	医療機関原疾患主流				
ę,	(妊 妊よ	患者好よう性温存治療費助成事 孕性温存療法研究促進事業) う性温存療法分の申請回数 かの番号に〇を付けてください)		2 2 0 (1 0 3 2 0 (1 0	目の申記	・ 青 青は同一都道所 青 青は他の都道所		
		男性へ妊よう性温存療法を実施 (いずれかの番号に〇を付けて		、こちらに記		_	J	
	I	1 精子凍結保存	凍結保存日 妊よう性温	存療法終了	日	(年 (年 (年	月 月 月	日) 日) 日)
		2 精子凍結保存 (精巣内精子採取)	(上記実施日 備考 (と同じ場合も	・記載して	てください。))
治療方法		女性へ妊よう性温存療法を実施 (いずれかの番号に〇を付けて	ください。))				
占原刀丛	I	1 胚(受精卵)凍結保存	凍結保存日	存療法開始 存療法終了		(2025 年 (2025 年 (2025 年		5日) 5日) 5日)
		2 未受精卵子凍結保存 3 卵巣組織凍結保存	(上記実施日 備考	と同じ場合も	,記載して	こください。)		
		他医療機関依頼、院外処方等が	ある場合は	こちらに御言	記入くだ	さい。 (※2))
	Ш		・ なし	2 2 147 1		・処方 あり		: L))
領収金	額合計	40	6. 500	円(内訳は裏	面のとお	IJ)		
	W 0)							

※1、※2、※3の説明は裏面を確認してください。

記載はパソコン入力でもよいですが、自署 欄は担当医が自署してください。

様式第1-2号(記載例)

※自院発行の領収書の内容のみ記載してください。

裏面

(裏)

領収金額 内訳証明書

項目	費用
精子、卵子、卵巣組織の採取に要した費用(検査や排卵誘発剤代などを含む)	300,000 ⊨
胚 (受精卵) を凍結保存する場合の受精に要した費用 (受精料、培養料など)	Ħ
凍結保存に要した費用 (凍結処置料、初回の凍結保存料など (更新料は含まない))	100,000 円
意思決定支援費用	6,500 円
その他 ()	н
その他 ()	PI
合 計	406, 500 ⊢

治療期間 2025年4月15日~2025年5月15日

額に関する問合せ先	領収
●●医事課	担当課
****	担当者
•••-•••	電話番号

- 助成対象となる費用のみを計上してください。
- 助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊よう性温存療法に要する費用のうち、 精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚(受精卵)の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- 助成の対象となる費用は、妊よう性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で 実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途 確認を行いますので本証明書には記載不要です。
- ※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
- ※2 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容を皿に記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、皿に記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。
- ※3 妊よう性温存療法が正常に行えなかった等の治療内容に係る留意事項は備考欄に記載してください。

担当医名ではなく、 会計担当者等、 領収金額に関す る問合せに対応 できる方の名前を 御記入ください。

8. 温存後生殖補助医療実施医療機関の方へ

(1)患者に対し、現在の生殖能力や温存後生殖補助医療による身体的負担、要する期間及び総費用額等について説明をしてください。

(2)助成上限額と、助成を受けるためには研究事業への協力が必要であることを説明してください。

(3)最終的に患者が温存後生殖補助医療を実施することを決定した場合に、治療を実施してください。

(4)温存後生殖補助医療を実施した後、助成費用の申請を希望される患者には、温 存後生殖補助医療実施医療機関用の証明書(様式第3-2号)を作成してください。

様式第3-2号(記載例)

※ホームページからダウ ンロードするときは、**両面** コピーにしてください。

表面

様式第3-2号(表) (記載例)

愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業に係る温存後生殖補助医療証明書 (小児・AYA世代のがん患者等の非常性温存療法研究健患業に係る温存後生殖補助医療証明書) (温存後生殖補助医療薬施医療機関)

愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業(妊孕性温存療法研究促進事業)の実施要綱で示す対象者要件を満た す者に対し、温存後生殖補助医療(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

2025 年 6 月 5 日

医療機関の所在地			の所在地	●●市●●町●番●号					
		医療機関の名称		●●●●辯院					
			診療科			産婦人科			
			主治医氏	名 (自署)		••••			
温存後生殖 補助医療の 対象者 (※2)	ふりがな	あいち	はなこ		生年月日	1990 年 4 月 1 日生			
	氏名	愛知	花子		性別	男 · 女			
	患者アプリ 番号			患者アプ 無い場合、					
配偶者 (事実婚を 含む)	ふりがな				生年月日	年 月 日生			
	氏名				性別	男・女			
愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業(妊孕性温存療法 研究促進事業)の温存後生殖補助医療指定医療機関ですか。 はい はい									
対象者は、過去に妊孕性温存療法研究促進事業(生殖補助医療分)の助成を受けたことがありますか。									
ない・・ ある → ※助成を受けたことがある場合									
過去 (1) 回受けた									
助成を受けた都道府県名 (〇〇県)									
妊よう性温存療法実施医療機関名 (〇〇〇〇病臓)									
妊よう性温存療法実施医療機関名 (○○○○ 病院) 検体凍結保存日 (2023 年 5 月 21 日)									
助成対象となる治療は、妊よう性温存療法実施後に 生殖補助医療開始日									
		実施した次の治療で				(2025 年 4 月 15 日)			
		該当する番号に〇を	付けてくだ	ささい 。		生殖補助医療終了日			
		1 凍結した胚(受	精卵)を用	用いた生殖神	亅助医療	(2025 年 5 月 15 日)			
	I (2 凍結した未受精	卵子を用し	ヽた生殖補助	1医療	※上記実施日と同じ場合も記載してく			
治療方法	_					ださい。			
		3 凍結した卵巣組	概冉移植 创	との 生殖補助	的医療	実施医療機関			
		4 凍結した精子を	用いた生殖	直補助医療		(●●●● 病院)			
		Iにおいて、2~4 さい。	に該当する	場合で次に	該当する場	易合は、該当する番号に○をつけてくだ			
	,								
	п	1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合							
	_	2 人工授精を実施する場合							
		3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合							
		他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。(※3)							
		他医療機関への依	輏 丸.	J ・ なし		院外処方 あり むし			
	ш	医療機関名(n+ 00°	, 40	•)			
		依頼内容 ()			
領収金	額合計	406,500 円(内訳は裏面のとおり)							
備考				-					

- ※1 妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。
- ※2 妊よう性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容を皿に記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあっ場合、皿に記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

記載はパソコン入力でも良いですが、 自署欄は担当医が 自署してください。

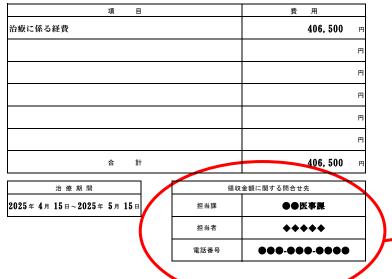
様式第3-2号(記載例)

※自院発行の領収書の内容のみ記載してください。

裏面

(裏)

領収金額 内訳証明書



- 助成対象となる治療費のみを計上してください。
- 助成の対象となる治療費は、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いて生殖補助医療又は凍結した 検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院 室料(差額ペッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。
- 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で 実施した場合、その治療費用は当医医機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、 別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

担当医名ではなく、 会計担当者等、 領収金額に関す る問合せに対応 できる方の名前を 御記入ください。 9. 妊よう性温存療法 (温存後生殖補助医療) 実施医療機関の指定 について

<u>指定医療機関以外で妊よう性温存治療及び温存後生殖補助医療を実施しても、</u> 本事業の助成対象となりません。

(他都道府県で妊よう性温存治療及び温存後生殖補助医療を実施した場合でも、その都道府県知事が指定した医療機関であれば、本事業の助成対象となります。なお、温存後生殖補助医療の助成を受ける場合は、妊よう性温存治療を受けた医療機関も指定医療機関である必要があります。)

〇日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が認定した医療機関のうち、「愛知県がん患者妊よう性温存治療費助成事業実施要綱」の第9((5)を除く。)に定める項目を実施できる医療機関を、本事業の指定医療機関として知事により指定します。

10. 愛知県の妊よう性温存療法(温存後生殖補助医療)実施医療機関(令和7年4月1日現在)

施設名	精子、卵子、 胚(受精卵) 凍結	卵巣組織 凍結	温存後生殖 補助医療
名古屋大学医学部附属病院	0	0	0
日本赤十字社 愛知医療センター名古屋第一病院	0	×	0
名古屋市立大学病院	0	×	0
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	0	×	0
小牧市民病院	×	×	0
トヨタ記念病院	0	×	0
浅田レディース名古屋駅前クリニック	0	×	0
浅田レディース勝川クリニック	0	×	0
おち夢クリニック名古屋	0	×	0
成田産婦人科	0	×	0
なごやARTクリニック	0	×	0
ARTクリニックみらい	0	×	0

[※]最新の医療機関情報については、県ホームページを御確認ください。

≪必要書類の提出先≫

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 がん対策グループ

※持参もしくは郵送(簡易書留)での御提出をお願いしております。

【問い合わせ先】

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 がん対策グループ

電話番号:052-954-6326

FAX番号:052-954-6917

電子メールアドレス: kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp